

「やまぐち版ネウボラ」ガイドライン

平成30年10月

山口県健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課

第1 はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ

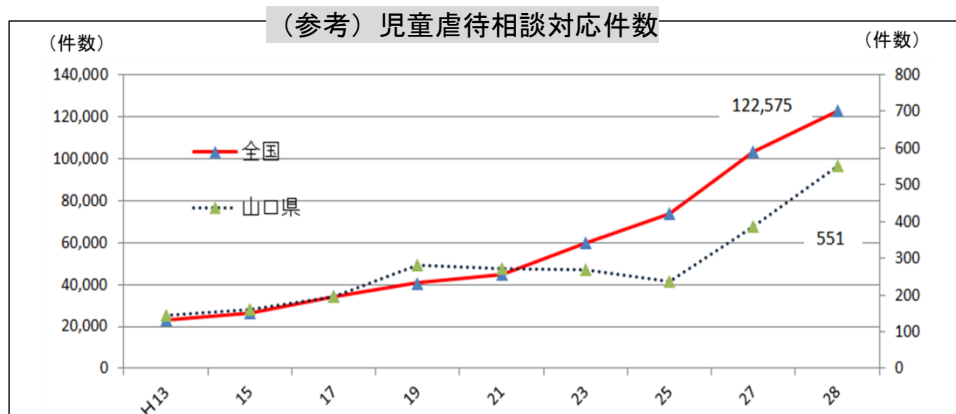
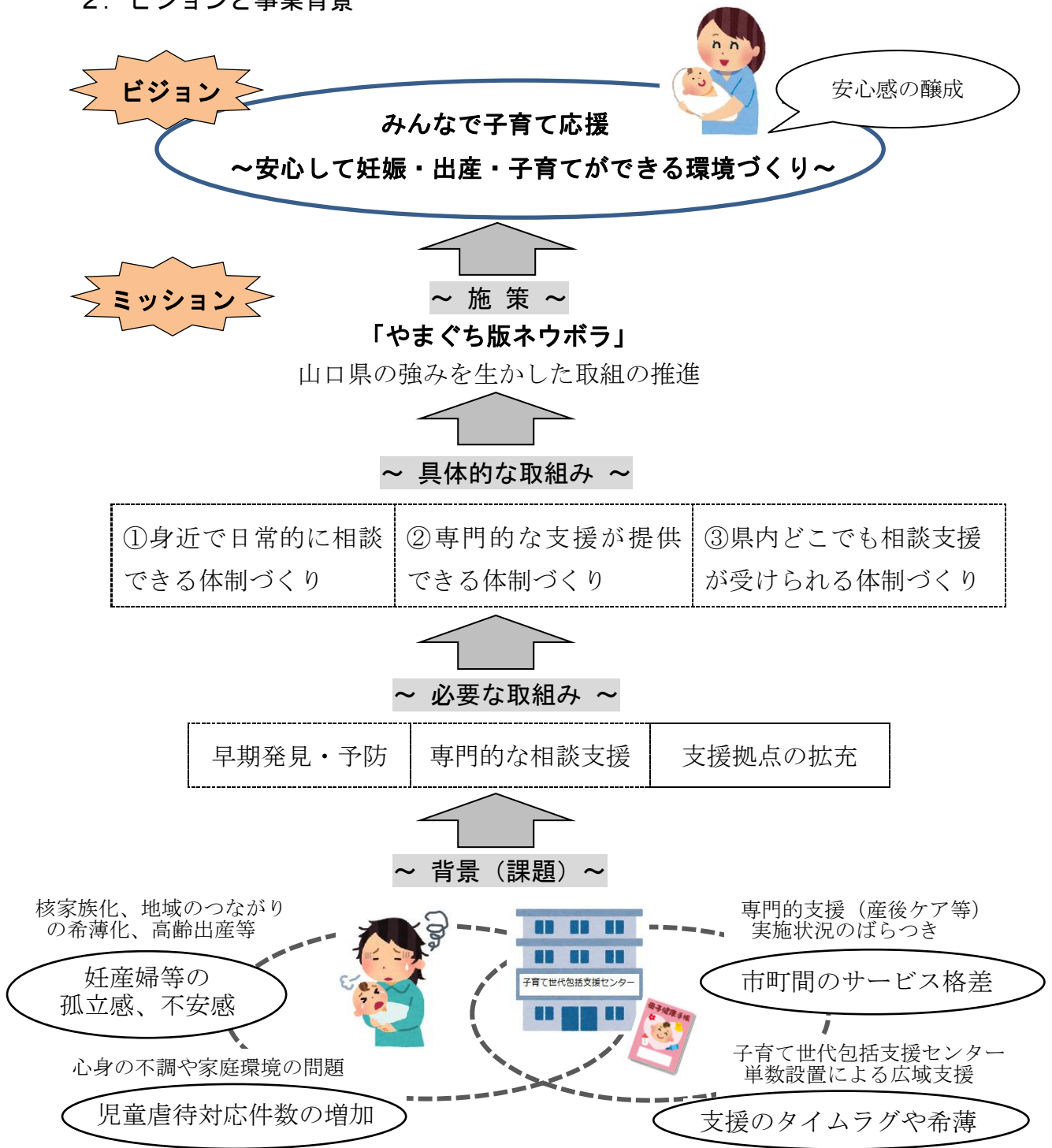
国は、平成29年8月1日に子育て世代包括支援センター（以下、「センター」）の設置促進並びに効率的・効果的な運営のため、地域の多様性（各地域の強みや特性を踏まえた柔軟な対応）を念頭に、センターの運営上の留意点を示すガイドラインを作成した。また、産前・産後サポート事業と産後ケア事業についても、一貫性・整合性のある支援が行われるよう、ガイドラインが示されたところである。

本ガイドラインについては、全県で「やまぐち版ネウボラ」の体制整備に取り組むにあたり、効率的・効果的に実施できるよう、当県独自の取組や共通様式を別冊として示すものである。なお、各事業の実施については、基本的に国のガイドラインを参考とする。

【子育て世代包括支援センター業務ガイドライン】

現行 国	やまぐち版
第1 はじめに 1. 子育て世代への支援を巡る状況 2. 子育て世代包括支援センターの理念	第1 はじめに 1. 本ガイドラインの位置づけ 2. ビジョンと事業背景
第2 子育て世代包括支援センターの役割 1. 子育て世代包括支援センターの役割 2. 子育て世代包括支援センターの位置づけ 3. 子育て世代包括支援センターの支援対象者 4. 子育て世代包括支援センターにおける支援	第2 やまぐち版ネウボラについて 1. やまぐち版ネウボラ 2. 具体的な取り組み 3. 市町保健師との役割分担 4. 体制づくりと普及啓発等
第3 業務実施のための環境整備 1. 実施体制の確保 2. 情報の管理と守秘義務の徹底 3. 子育て世代包括支援センターの利用促進のための取組 4. 妊産婦や保護者と継続的な関係を築くための取組	
第4 各業務の基本的考え方と具体的内容 1. 子育て世代包括支援センターの主な業務 2. 継続的な状況の把握 3. 妊産婦や保護者への情報提供・助言 4. 支援プランの策定 5. 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整	第3 関係機関との連絡調整 1. 共通様式の活用
第5 事業評価の視点	第4 事業評価の視点
第6 参考資料（様式例） 1. 支援台帳の例 2. 個別記録の例（妊婦や乳幼児等） 3. 利用計画（セルフプラン）の例 4. 支援プランの例 5. 関係機関との連携様式の例	第5 共通様式 1. <u>母子等要支援者情報提供票（診療情報提供書）</u>

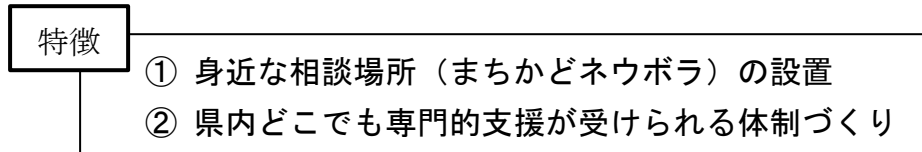
2. ビジョンと事業背景



第2 やまぐち版ネウボラについて

1. やまぐち版ネウボラ

フィンランドの「ネウボラ」を山口県の強みを生かしてアレンジしたもので、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組。

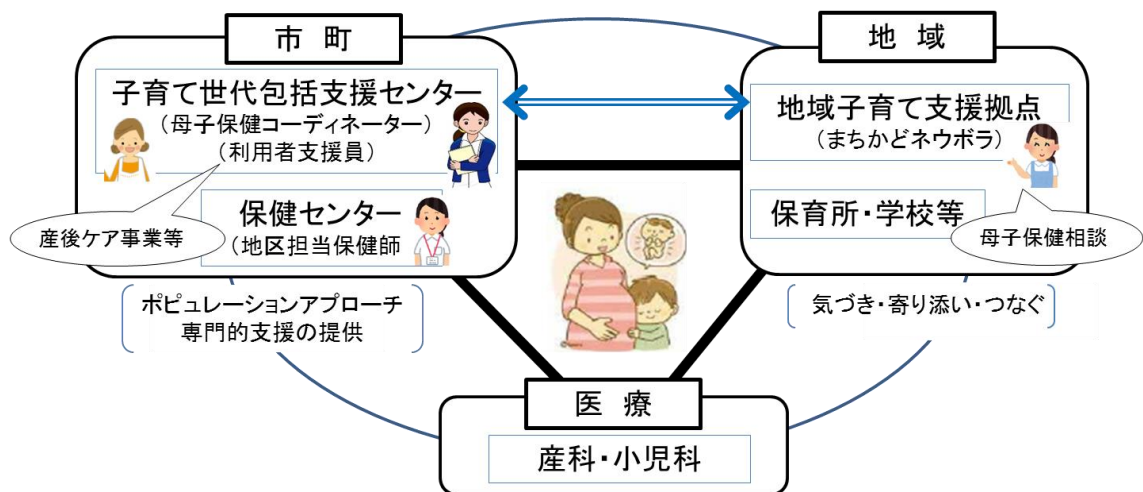


山口県の強み

地域子育て支援拠点の充足率が高い
保健・医療・子育て支援機関の母子支援に対する意識が高い
(例：妊娠届出で保健師の面接実施、各職域研修の実施、各種マニュアル作成* 等)

※妊婦・乳幼児健康診査マニュアル、1か月健診ガイドブック、小児科医のための子どものこころの相談ガイドブック、5歳児発達相談マニュアル 等

<イメージ図>



<参考>

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、妊娠期から就学前にかけて、自治体が切れ目なく手厚くサポートしてくれるしくみ・拠点のことである。

日本版ネウボラは、フィンランドの専属保健師等の同じ担当者（ネウボラおばさん）が継続的にサポートする体制を参考に、一人の人の情報を切れずに長く一元的に管理し、関係機関の横のつながりと支援のマネジメントを行う「子育て世代包括支援センター」を中心とした「人（場所）」が、その人にずっと寄り添う仕組みであり、全国の各自治体で、地域の実情に合わせたご当地版の取組を「〇〇版ネウボラ」と称し、展開されている。

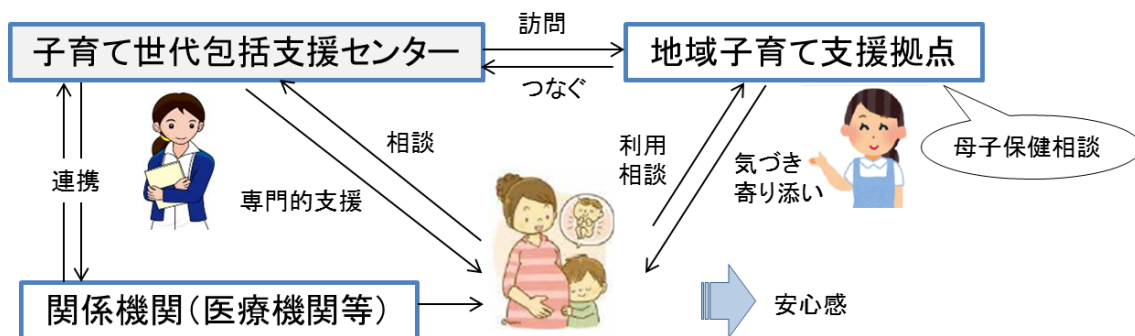
2. 具体的な取り組み

①身近な相談場所（まちかどネウボラ）の設置

県内各地にある「地域子育て支援拠点（子育て支援センターや子育てひろば）」を、身近な相談場所「まちかどネウボラ」として位置づけ、センターとの連携を強めて、きめ細かい相談支援体制とする。

- ・ 従来の拠点職員による子育て相談に母子保健の視点を追加
- ・ 産後うつや育児不安等に、気づき・寄り添い、センターへつなぐ（個別の記録管理や、センターを中心とした関係機関との連携）
- ・ 拠点職員のための母子保健相談マニュアルを活用する
- ・ 保健師の拠点への訪問により、専門的な母子保健相談を実施

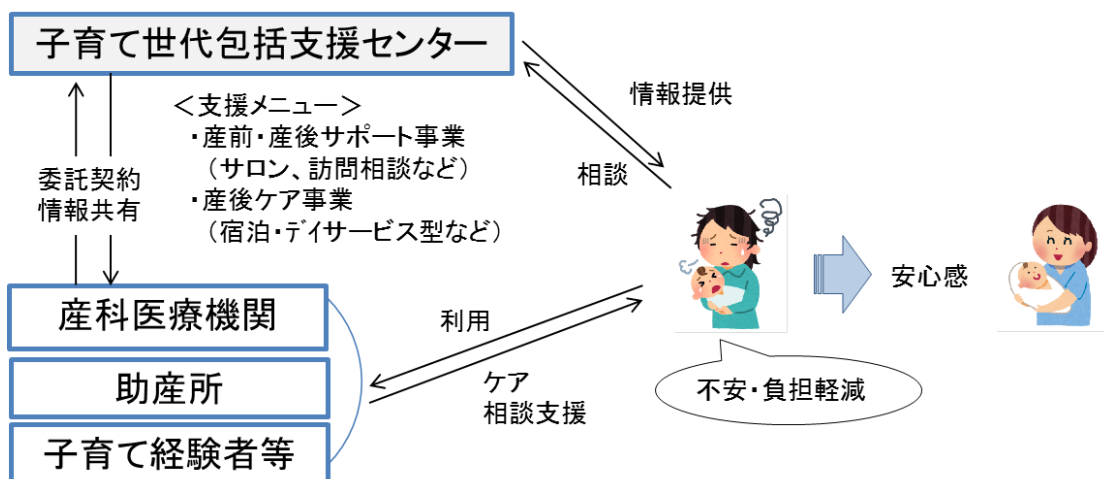
<イメージ図>



② 県内どこでも専門的支援が受けられる体制づくり

全てのセンターにおける「産後ケア事業」や「産前・産後サポート事業」の実施により、県内どこでも専門的支援が受けられる体制を整備することで、支援を必要とする妊産婦等の支援を充実・強化する。

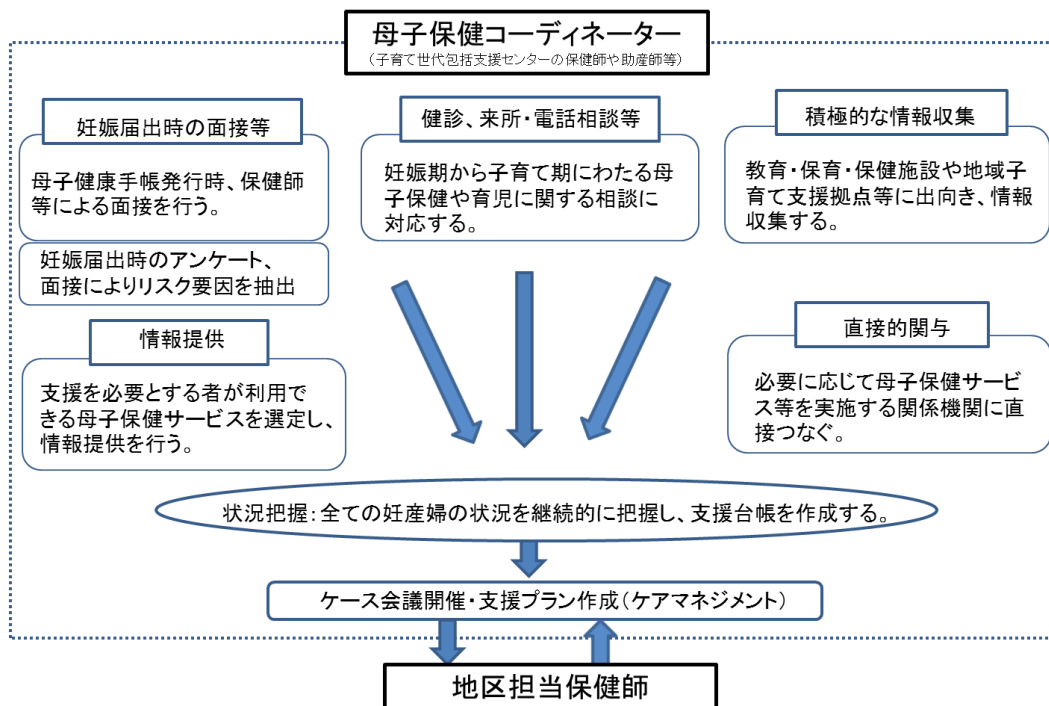
<イメージ図>



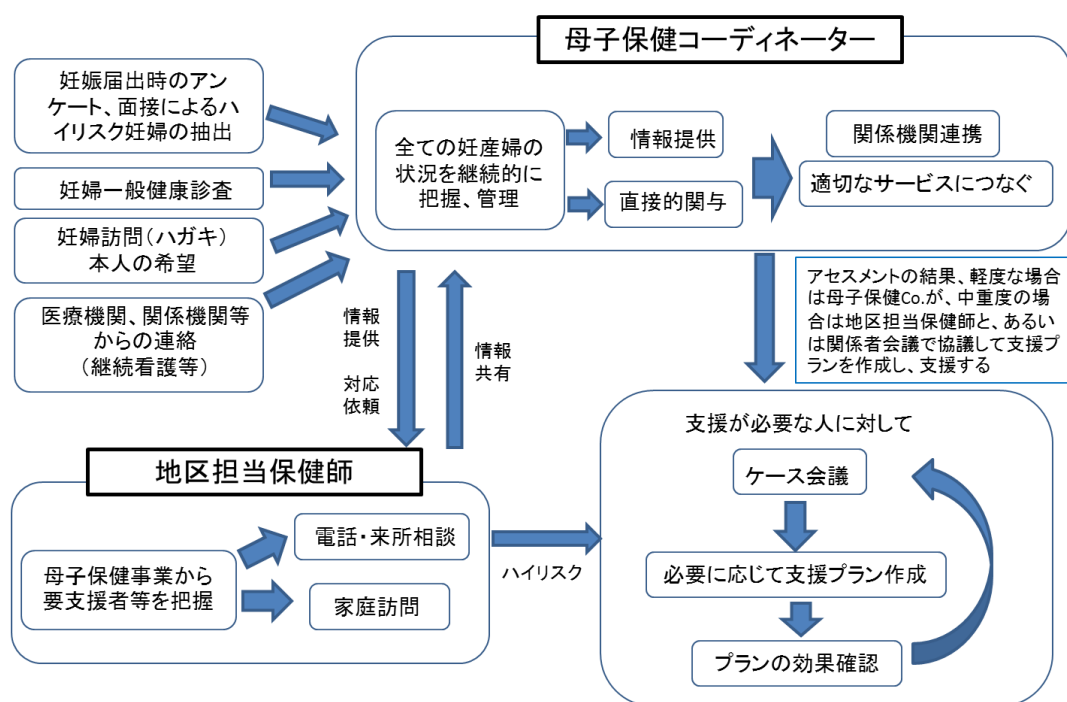
3. 市町保健師との役割分担

子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター（保健師や助産師等）は、妊産婦等の継続的・包括的な状況把握と相談対応や関係機関との調整等が役割であるため、気になる母親や家庭があった場合には、市町の各母子保健事業の活用や市町保健師に引継ぎ、フォローを行う。

（参考）母子保健コーディネーターと地区担当保健師の役割分担（例）



（参考）妊婦への支援（例）



4. 体制づくりと普及啓発等

県の取組

やまぐち版ネウボラを推進するために、以下のことを行う。

- ・ 県下共通のワンストップサービスに向けたガイドライン策定
- ・ 研修会や連絡調整会議の開催等、県内の体制作り

市町の取組

妊産婦や乳幼児、子どもとその保護者を対象に、地域のニーズと実情に応じて、産科医や小児科医等と顔の見える関係づくりと連携のもと、以下のことに取り組む。

- ・ 子育て世代包括支援センターの設置
- ・ 「まちかどネウボラ」の整備
- ・ 産後ケア事業等を実施し、支援が必要な妊産婦等に対し専門的支援を提供
- ・ 全ての妊婦や子育て家庭に、センターやまちかどネウボラ、産後ケア事業等の活用を促すための周知

第3 関係機関との連絡調整

1. 共通様式の活用

気になる妊産婦や乳幼児について、関係機関と連絡調整を行う場合、連絡や報告、情報共有等を効率的かつ確実にを行うため、次に示す様式を活用する。

また、各様式が機能的に使用されるよう、使用方法や記入方法、記入にあたっての留意点等を示すので、積極的に活用されたい。

<情報提供に当たっての共通留意事項>

個人情報保護法において、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならないとされているので十分留意すること。

ただし、改正児童福祉法（平成28年6月）により、特定妊婦や要支援児童と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町に提供するよう努めなければならないこととされたため、原則として、対象となる者に対し、市町による支援を受けることが、養育の支援となりうることを説明する必要があるが、それが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、市町への情報提供に努めること。

この場合、児童福祉法の規定に基づき行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではない。

第4 事業評価の視点

子育て世代包括支援センターの運営にあたっての事業評価の視点は、国ガイドラインにある例示を基本とするが、「やまぐち版ネウボラ」を推進するにあたっての評価の視点（例）を下記に示すので、各市町において、地域の実情にあわせた目標を設定し、定期的に評価することで、より効果的な支援にむけて運営方法の見直しが行われることが望ましい。

やまぐち版ネウボラの事業評価の指標（例）

指標の種類	指標の例
ストラクチャー（構造） ※センター業務の仕組みや体制を評価するもの	○職員に対する研修を行っている （拠点職員のための母子保健スキルアップ研修） ○センターと拠点との情報共有・支援の検討のための連絡会を開催している ○センターと拠点との連絡方法や連絡調整のための様式を策定している 等
プロセス（過程） ※センターの目的や目標達成のための過程（手順）や活動状況の評価するもの	○まちかどネウボラ（拠点）の利用が子育て家庭の○%である ○センターやまちかどネウボラ（拠点）の認知度が○%である ○まちかどネウボラ（拠点）で相談の記録を作成・保存している 等
アウトプット（事業実施量） ※センターの目的や目標達成のために行われる業務や事業の結果を評価するもの	○まちかどネウボラ（拠点）で受けた相談件数と内訳 ○まちかどネウボラ（拠点）からセンターへ情報提供した件数 ○上記のうち、センターが未把握であった特定妊婦等の人数 ○センターからまちかどネウボラ（拠点）へ訪問した回数 等
アウトカム（結果） ※センターの目的や目標の達成度、成果の数値目標を評価するもの	○センターやまちかどネウボラ（拠点）における満足度 ○センターやまちかどネウボラ（拠点）の継続利用数 ○センターとまちかどネウボラ（拠点）で連携した支援対象者のうち、問題が解決した人数 等

第5 共通様式

1. 母子等要支援者情報提供票（診療情報提供書）

これまで、当県では「母子等退院時連絡票（診療情報提供書）」によって、ハイリスク乳幼児や養育支援を必要とする家庭支援を目的として、医療機関から行政へ情報提供を行ってきたところである。

今回、要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る、関係機関の連携を一層推進する^{*1}ために、指定養育医療機関や産科医療機関だけでなく、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子どもの虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っている小児科診療所や助産所等の関係機関も、積極的に活用できるよう様式を改訂し、県内で活用する。

	(旧)	(新)
	母子等退院時連絡票（診療情報提供書）	母子等要支援者情報提供票（診療情報提供書）
根拠	母子保健法（未熟児養育医療）、児童福祉法	
使用開始	H20. 3. 31 改正～ （改正前：H8～新生児・低体重児退院時連絡票）	H30. 11. 1～ （改正前：母子等退院時連絡票）
目的	ハイリスク乳幼児（生命や予後の危険が高いと予測され、出生後の医療管理や保健指導を必要とする乳幼児）及び妊産婦の保健管理、養育支援を必要とする家庭の支援のための、対象者の把握と関係機関との円滑な連絡調整。	
対象	①未熟児や発達の遅れがみられたり、虐待の疑いがある等、養育支援が必要と考えられる乳幼児 ②産後うつなどの精神疾患や育児指導など養育支援が必要とされる妊産婦	
内容	・未熟児等ハイリスク乳幼児の退院時に、地域の関係機関と共有すべき項目（出生時の状況や病状、既往歴、治療状況等） ・養育支援を必要とする家庭の支援のための情報（養育環境、児や母の状況等）	追加 ：通知 ^{*1} 「別表1～3」の項目（出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦や虐待発生予防のために、保護者への養育支援の必要が考えられる児童等の様子や状況例）
記入者	医療機関（産科・小児科）	医療機関（産科・小児科）、助産所等
宛先	保健所・市町、その他関係機関（児童相談所等）	
その他	診療報酬 250 点 【算定要件】 保護者の同意、月 1 回、退院日から 2 週間以内	

※1 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭医局総務課長、母子保健課長連名通知（一部改正 H30. 7. 20）

＜山口県＞		母子等要支援者連絡票(診療情報提供書)		(表)	
市町長 様 保健所長 様		紹介元医療機関の所在地及び名称		年 月 日(作成日)	
電話番号		担当医師氏名		担当者名 (連絡窓口)	
下記の対象者について、今後の支援・指導をお願いしたいので連絡します。					
情報提供区分	妊婦 ・ 産婦 ・ 乳幼児 ・ 学齢期以降				
支援緊急度	情報提供のみ ・ 要連絡 ・ 要訪問 (1週間以内、1ヶ月以内)		医療機関への返事：要 ・ 不要		
対象児(者)氏名	ふりがな(母)	年 月 日生()歳			
	ふりがな(子)	(男・女) 年 月 日生()歳 第()子			
診断名(疑いを含む)	その他の傷病名				
病状 既往歴 治療状況等	<input type="checkbox"/> 保育器使用 (/ ~ /) <input type="checkbox"/> 酸素使用 (/ ~ /) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器使用(/ ~ /) 新生児聴覚検査(OAE・ABR)：合格・不合格				
自宅住所	〒 電話番号() - 月 日頃まで				
退院先の住所	(自宅 ・ 実家 ・ その他) 〒 様方 電話番号() - 月 日頃まで				
入退院日	入院日： 年 月 日		退院(予定)日： 年 月 日		
退院後経過 観察施設	当院 ・ 紹介先 () 次回の受診予定日： 年 月 日 (小児科 ・ 産科 ・)				
出生時の状況	出生場所	当院 ・ 他院 ()		家族構成	
	在胎	()週 ()日、単胎 ・ 多胎()子中 第()子			
	体重	(g)			
	分娩方法	経陰 ・ 帝王切開			
	出生時特記事項	無 ・ 有 ()			
	妊娠中の異常の有無	無 ・ 有 (妊娠高血圧症候群 ・ 切迫早産 ・ その他)			
妊婦健診の受診	無 ・ 有 (回：)		育児の支援者：無 ・ 有(誰：)		
退院時の状況	哺乳状況：良 ・ 不良 ()、1回 哺乳量： ml、体重：(g)				
児の状況	発育・発達	<input type="checkbox"/> 発育不良 <input type="checkbox"/> 発達の遅れ <input type="checkbox"/> その他()			
	情緒	<input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> おびえ <input type="checkbox"/> 大人の顔色を気にする <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 身体接触をいやがる <input type="checkbox"/> 誰とでもベタベタする <input type="checkbox"/> 言うことを聞かない <input type="checkbox"/> その他()			
	日常的世話の状況	<input type="checkbox"/> 健診、予防接種未受診 <input type="checkbox"/> 育児が困難 <input type="checkbox"/> その他 ()			
母の状況	健康状態等	<input type="checkbox"/> 疾患() <input type="checkbox"/> 障害() <input type="checkbox"/> 出産後の状況 (<input type="checkbox"/> 気分が沈む <input type="checkbox"/> 涙もろい <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> 何もする気がしない) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> エンジンバラ産後うつ病評価：(点)			
	子どもへの思い・態度	<input type="checkbox"/> 愛情が湧かない <input type="checkbox"/> 育児が苦痛 <input type="checkbox"/> 常に子どもが気になる			
養育環境	養育者との分離歴	<input type="checkbox"/> 出産後の長期入院 <input type="checkbox"/> 施設入所等 <input type="checkbox"/> その他()			
HTLV-1	確認検査(WB法)：実施日(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 判定保留		選択した	<input type="checkbox"/> 人工栄養 <input type="checkbox"/> 短期母乳栄養
	確認検査(PCR法)：実施日(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 陰性		栄養方法	<input type="checkbox"/> 凍結栄養 <input type="checkbox"/> 母乳栄養
退院後、予測される生活上の問題点とその理由	<input type="checkbox"/> 家族による育児支援 <input type="checkbox"/> 退院後すぐの日中の支援体制 <input type="checkbox"/> 経済的問題 <input type="checkbox"/> 育児スキル →理由 () <input type="checkbox"/> 精神面 →理由 ()		<input type="checkbox"/> 家族の関係性→理由 () <input type="checkbox"/> 体重増加不良→理由 () <input type="checkbox"/> その他		
【退院・通院時指導内容】					
【今後のフォロー依頼内容】					

本連絡票を、里帰り先及び住所地の市町保健センター・保健所に送ることに、次の方の同意を得ています。

(本人：有・無、パートナー：有・無、その他()：有・無 / いずれも同意なし：医療機関として支援が必要と判断したため)

情報提供の対象となりうるリスクチェックシート(参考)

(裏)

このシートは、要支援児童(特定妊婦)かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合は要支援児童(特定妊婦)に該当する可能性があります。
支援の必要性や心配なことがある場合には、対象の居住地である市町に連絡をしてください。

《妊婦版》

		☑欄	内容			☑欄	内容
生活歴	①		保護者自身の被虐歴	社会・経済	①		経済的困窮、経済的不安
	②		保護者自身のDV歴(加害・被害を含む)		②		健康保険未加入
	③		胎児のきょうだいの不審死		③		生活保護受給
	④		胎児のきょうだいの虐待歴		④		不安定就労・失業中
	⑤		過去に心中未遂(自殺未遂)		家庭・環境	①	
妊娠・出産	①		16歳未満の妊娠中断	②			ひとり親・未婚・ステップファミリー
	②		若年(20歳未満)妊娠(過去の若年妊娠含む)	③			家の中が不衛生
	③		20週以降の届出	④			出産・育児に集中できない家庭環境
	④		妊婦健康診査未受診	その他	①		上記に該当しない気になる言動や背景 ()
	⑤		望まない妊娠		支援者	①	
	⑥		胎児に対して無関心・拒否的な言動	②			夫婦不和、親族と対立している
	⑦		今までに妊娠・中絶を繰り返す	③			パートナー又は妊婦の実母等親族一人のみ
	⑧		飛び込み出産歴	④			地域や社会の支援を受けていない
	⑨		40歳以上の妊娠	⑤			保健師等の関係機関の関わりを拒否する
	⑩		多胎・胎児の疾患や障がい	⑥			情報提供の同意が得られない
	⑪		妊娠中の不規則な生活・不摂生等	心身の健康	①		精神疾患等(過去の産後うつ、依存症含む)
②		パーソナリティ障がい(疑いを含む)	②			知的障がい(疑いを含む)	
③		知的障がい(疑いを含む)	③			訴えが多く、不安が高い	
④		訴えが多く、不安が高い	④			身体障がい・慢性疾患がある	
⑤		身体障がい・慢性疾患がある					

《産婦・児童版》 ※ 児童とは、0歳～18歳未満の児をいう(児童福祉法第4条)

		☑欄	内容
児の状況	①		低出生体重児の内、養育上支援が必要な児、養育医療対象児
	②		身体に障がいのある児童
	③		疾病より長期にわたり療養を必要とする児童
	④		疾患・障がい(疑いを含む)がある
	⑤		先天性疾患
	⑥		身体発育の遅れ(低体重・低身長)
	⑦		運動発達・言語発達・認知発達の遅れ
	⑧		行動障がい(注意集中困難・多動・不適応・攻撃性・自傷行為等)
	⑨		情緒障がい(不安・無関心・分離・反抗等)
	⑩		多胎
	⑪		健診未受診、予防接種未接種
	⑫		出産後間もない長期入院による母子分離
	⑬		保護者が安全確認を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)
	⑭		アレルギーや他の皮膚疾患はないが、難治性のおむつかぶれがある場合
	⑮		衣服等が不衛生
	⑯		糖質や過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数の虫歯等
保護者の状況	①		分娩時が初診
	②		初回健診時期が妊娠中期以降
	③		望まない妊娠(産みたくない・産みたいけど育てる自信がない)
	④		妊娠・中絶を繰り返している
	⑤		若年出産(10代)
	⑥		その他の養育に負担のかかる疾患がある
	⑦		知的障がい、身体障がいがある
	⑧		精神疾患(産後うつを含む)、アルコール及び薬物依存
	⑨		産後、出産が原因の身体的不調が続いている
	⑩		子どもを抱かないなど子どもの世話をしない
	⑪		子どもをかわいと思えないなどの言動がある
	⑫		妊娠・出産・育児に関する経済的不安(不安定就労・無職等)
	⑬		ひとり親・未婚・ステップファミリー
	⑭		夫や祖父母等家族や身近な人に支援者がいない
	⑮		地域の中で孤立
⑯		育児知識・育児態度あるいは姿勢に問題がある	
⑰		衣服等が不衛生	
⑱		医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる	
⑲		長期入院による子どもとの分離	
⑳		虐待歴・被虐待歴・DV歴がある	
㉑		同胞に疾患・障がい、不審死がある	

母子等要支援者連絡票(診療情報提供書)について

2018改定版

1. 目的

- ・妊娠・出産・育児期に、未熟児あるいは発達に遅れがある等により養育支援を必要とするもの(以下、「要養育支援者」という。)の早期把握。
- ・医療機関(産婦人科・小児科を標榜する病院及び診療所、助産所)と保健機関の連携による、要養育支援者の継続的なサポート。
- ・児童虐待予防のための、要養育支援者の孤立防止及び養育力向上の支援。

2. 実施主体

- 情報を出す側 : 医療機関
情報を受ける側 : 市町母子保健担当(子育て世代包括支援センター、保健センター)、県健康福祉センター

3. 対象者

医療機関において、保健機関における早期からの養育支援が特に必要であると判断した事例(妊産婦・児童)

《妊産婦》

- ・マタニティブルーや産後うつが疑われる者
- ・その他、出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と思われる者

《児童(乳幼児・学齢期以降)》

- ・未熟児あるいは発達に遅れがある等により、育児や栄養に関する指導あるいは家事等の援助など養育支援が特に必要な者
- ・虐待のリスクがあり、行政への情報提供の必要がある者 等

4. 使用方法

- ・本様式は、「診療情報提供書」として取り扱い、原則として、対象となる者に対し、市町による支援を受けることが養育の支援となりうることを説明し、同意のもとに関係機関への連絡を行う。
※各項目の記入は、連絡の目的(用途)に合わせ、必要事項について記入すること

ただし、それが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援につながるよう、市町への情報提供に努めること。

※この場合、児童福祉法の規定に基づき行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではない。

※また、診療報酬の算定に該当しない場合は、母子等要支援者の連絡票として取扱う。

- ・本様式による情報提供は、要養育支援者を必要な支援につなげるため、「裏面の情報提供の対象となりうるリスクチェックシート(参考)」を参考にし、支援の必要性や心配なことがある場合には、対象の居住地である市町に連絡をする。

・情報提供を受けた市町等は、内容を確認の上、情報元医療機関へ連絡するとともに、支援・指導の結果について報告する。

《診療報酬の算定について》

1. 保険医療機関は、診療に基づき市町等による指導・支援の必要性を認め、患者等に説明し、同意を得て、所定様式による診療情報の提供を行なった場合は、診療報酬点数表(医科・歯科)に基づき診療情報提供料(B009 250点)を、患者一人につき月1回に限り算定することができる。

患者が入院している場合については、退院の日から2週間以内及び診察日から2週間以内に診療情報の提供を行なったときにのみ算定することができる。

2. 次の場合には、診療情報提供料を算定することはできない。

- ① 市町村が開設主体である医療機関が当該市町等に対して情報提供を行なった場合
- ② 児童虐待防止法第6条に基づき、通告した場合